



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(一八三・福祉政策課).....	1
大規模小売店舗の新設に関する届出(一八四・商工業振興課).....	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(一八五・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一八六・商工業振興課).....	4

## 告示

争議行為の予告(一八七・労働政策課).....	5
道路区域の変更(一八八、一八九・道路課).....	5
開発行為に関する工事の完了(一九〇・北秋田地域振興局建設部).....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可(一九一・秋田地域振興局建設部).....	7
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	7
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	7
県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部).....	8

秋田県告示第百八十三号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年三月十四日  
 秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
ショートステイ 華	有限会社大樹会 代表取締役	由利本荘市矢島町元町字新所百四十三番地	短期入所生活介護	平成十八年一月一日
デイサービス 華	有限会社大樹会 代表取締役	由利本荘市矢島町元町字新所百四十三番地	通所介護	平成十八年一月一日
仙北市社会福祉協議会 西木ヘルパーステーション	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	訪問介護	平成十八年一月十五日
グループホームさくら荘	有限会社さくら介護サポート 代表取締役	能代市字轟三十四番地三	認知症対応型共同生活介護	平成十八年一月二十七日

グループホーム楽園	有限会社グループホーム楽園 代表取締役	山本郡八竜町大口字上の沢四十八番一	認証症対応型共同生活介護	平成十八年一月三十日
コミュニケーションケアきたうら	有限会社水谷 代表取締役	仙北市角館町西北野十番地一	居宅介護支援事業	平成十八年二月一日
デイサービス ひまわり	有限会社ひまわり 代表取締役	男鹿市脇本富永字野田四十番地十二	通所介護	平成十八年二月二日
のしろアメニティショップ そよ風	株式会社メデカジャバン 取締役社長	能代市落合字古悪土一番地の二百十八	福祉用具貸与	平成十八年二月八日
JAあきた湖東訪問介護センター	あきた湖東農業協同組合 代表理事組合長	南秋田郡五城目町字七倉百二十三番地の二	訪問介護	平成十八年二月十四日
グループホーム 昭和	有限会社サポート昭和 取締役	潟上市昭和久保字北野街道上五十六番地十五	認知症対応型共同生活介護	平成十八年二月十五日

秋田県告示第百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑  
大仙市川目字町東三十三番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモール横手

(三)

横手市婦気大堤字下久保五番地外  
小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑  
大仙市川目字町東三十三番地  
株式会社サン・ドラッグ 代表取締役 才津達郎  
東京都府中市若松町一丁目三十八番地一  
株式会社アペイル 代表取締役 島村治伸  
埼玉県さいたま市北区宮原二丁目十九番四号

(四)

大規模小売店舗の新設をする日  
平成十八年十月十六日

(五)

店舗面積の合計  
三千八百八十八平方メートル

(六)

駐車場の収容台数  
二百八十台

(七)

駐輪場の収容台数

- (八) 百十六台  
荷さばき施設の面積  
百八十六平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
四十三・五立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社タカヤナギ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時  
株式会社サン・ドラッグ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時  
株式会社アペイル  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十一時十五分まで  
駐車場の自動車の出入口の数
- (十一) 三か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで
- 二 届出年月日  
平成十八年二月二十四日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
横手市役所 産業經濟部 商工労働課  
(二) 縦覧期間  
平成十八年三月十四日から同年七月十四日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百八十五号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
平成十八年三月十四日  
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高 柳 恭 侑  
大仙市川目字町東三十三番地
  - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ワンダーモールタカヤナギ  
仙北市角館町上菅沢四百四十二番一外  
変更した事項
  - (三) 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗の名称  
ア 変更前 ワンダーモールタカヤナギ  
イ 変更後 ワンダーモール
    - (2) 大規模小売店舗を設置する者  
ア 変更前 株式会社タカヤナギ  
大仙市川目字町東三十三番地  
代表取締役 高 柳 恭 侑  
イ 変更後 株式会社タカヤナギ  
大仙市川目字町東三十三番地  
代表取締役 高 柳 恭 侑  
株式会社ヤマキ  
能代市大町七番二十七号  
代表取締役 乾 忠 勝
    - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ア 変更前 株式会社タカヤナギ  
大仙市川目字町東三十三番地  
代表取締役 高 柳 恭 侑  
イ 変更後 株式会社タカヤナギ  
大仙市川目字町東三十三番地  
代表取締役 高 柳 恭 侑

株式会社ヤマキ  
能代市大町七番二十七号  
代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称  
平成十八年二月二十四日

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者  
平成十八年十月十五日

(五) 変更する理由

株式会社ヤマキが新規出店するため

二 届出年月日

平成十八年二月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仙北市役所 産業観光部 商工課

(二) 縦覧期間

平成十八年三月十四日から同年七月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書を添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑

大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ワンダーモール

仙北市角館町上菅沢四百四十二番一外

(三) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

ア 変更前 四千六百四十八平方メートル

イ 変更後 一万三千七百三十六平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

ア 変更前 四百三十九台

イ 変更後 七百二十九台

(3) 駐輪場の収容台数

ア 変更前 百四十五台

イ 変更後 百八十台

(4) 荷さばき施設の面積

ア 変更前 二百八平方メートル

イ 変更後 三百四十四・八平方メートル

(5) 廃棄物等保管施設の容量

ア 変更前 五十二・〇二立方メートル

イ 変更後 七十六・〇二立方メートル

(6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

株式会社タカヤナギ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

イ 変更後

株式会社タカヤナギ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

株式会社ヤマキ

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

イ 変更後

午前六時四十五分から午後十一時十五分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

二か所

イ 変更後

三か所

(四) 変更する年月日

平成十八年十月十五日

(五) 変更する理由

株式会社ヤマキが新規出店するため

二 届出年月日

平成十八年二月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仙北市役所 産業観光部 商工課

(二) 縦覧期間

平成十八年三月十四日から同年七月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百八十七号

平成十八年三月三日中通病院労働組合執行委員長草皆千枝子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金及び一時金に関する事

(二) 職員増員に関する事

(三) 労働条件の改善に関する事

二 日時

平成十八年三月十六日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市中通五丁目九番二十二号 医療法人明和会本部

秋田市南通みその町三番十五号 中通総合病院

秋田市中通六丁目一番五十八号 中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所

秋田市土崎港北六丁目一番五号 港北中通診療所

秋田市南通みその町四番十七号 中通健康クリニック

秋田市仁井田潟中町二番四十一号 中通健康クリニック

秋田市中通六丁目十四番十八号 中通健康クリニック

秋田市土崎港北六丁目一番五号 南通在宅介護支援センター

秋田市仁井田新田三丁目一番十五号 港北訪問看護ステーション

秋田市新屋勝平町三番二十一号 仁井田訪問看護ステーション

秋田市手形十七流十番十一号 割山訪問看護ステーション

秋田市榎山登町三番十八号 手形訪問看護ステーション

大仙市大曲上栄町四番三号 中通高等看護学院

大仙市大曲上栄町一番九号 大曲中通病院

大仙市大曲栄町十三番六十三号 大曲中通歯科診療所

大仙市大曲日の出町二丁目三番二十七号 大曲訪問看護ステーション

大曲みなみクリニック

概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

四 イキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
三百四十二号			三百四十二号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一〇六番一 地先まで	〃	二五・八〇〇～三二・九〇〇	〇・〇二五
三百四十二号			三百四十二号	〃	〃	一三三・一〇〇～二七・七〇〇	〇・〇二五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年三月十四日から同月二十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百八十九号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
三百九十七号			三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一〇〇番一 地先内	〃	二五・八〇〇～三二・九〇〇	〇・〇二五
三百九十七号			三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下二二四番地 先内	〃	一三三・一〇〇～二七・七〇〇	〇・〇二五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年三月十四日から同月二十七日まで

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオン株式会社 代表執行役 岡田元也

二 開発区域に含まれる地域の名称

二工区 大館市字大田面百五十七番一、百五十七番二、百五十八番、百五十九番

の一部、百六十番の一部、百六十七番、百六十八番、百六十九番、百七十番の一部、

百七十七番、百七十八番、百七十九番、百八十番、百八十一番、百八十二番、百八

十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、

百九十五番一、百九十六番一、二百三十九番の一部、二百四十番の一部、二百四十一

番の一部、二百四十二番、二百四十三番、二百四十四番、二百四十五番、二百四十

六番、二百五十一番の一部、二百五十二番、二百五十三番、二百五十四番、二百五

十五番、二百五十六番、二百五十七番、二百五十八番、二百五十九番、二百六十番、

秋田県告示第百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、平成十七年八月三十日付け指令北建一四七四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

二百六十一番、二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番一、二百六十七番一、二百六十八番一、二百六十九番一、二百七十番一及び二百七十一番一

秋田県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称 男鹿市

二 都市計画事業の種類及び名称

男鹿都市計画下水道事業 男鹿市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年二月九日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十四年秋田県告示第四百十号、昭和六十二年秋田県告示第二百一十一号、平成四年秋田県告示第六百五十九号、平成九年秋田県告示第二百九十六号、平成十一年秋田県告示第二百五十五号及び平成十四年秋田県告示第八百八十六号の事業地に男鹿市船川港南平沢字林台、字苗代沢、字観音沢、字明王堂前及び字近江屋並びに船川港金川字下小友並びに船川港比詰字神明堂脇、字大沢田及び字住吉並びに脇本浦田字菅ノ沢、字榎下及び字丸森並びに脇本富永字小谷地、字丸森及び字飯ノ森並びに脇本脇本字上前谷地を加え、船川港南平沢字上大畑台並びに船川港船川字海岸通り1号並びに船川港比詰字大巻及び字二合田並びに脇本富永字大倉及び字東前田並びに脇本脇本字段ノ越、字後野、字前野、字大石館及び字頭名地並びに船越字内子、字杉山及び字那場掛地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日  
平成十八年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本環境経済研究所

三 代表者の氏名  
嶋 崎 善 章

四 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市泉中央一丁目二十番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の団体及び個人に対して、自然環境と天然資源の有効活用及び保護啓発に関する事業を行い、自然と共生できる社会の発展に寄与することを目的とする。自然と共生できる社会とは質の高い自然環境維持を念頭に、学術・文化・科学技術の振興、福祉の増大、自然とのふれあいを大切にしたい子供教育推進等を図りながら経済活動を活性化させようという社会である。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿郡大雄村阿気土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

横手市大雄字六町三百九十七番地

字大慈寺東二十番地一号

字西四津屋十三番地

字乘阿気二百四番地一号

字石持百二十二番地

字阿気十三番地

字江原二百二十五番地

二 就任理事の住所及び氏名

横手市大雄字平柳五十番地

字大慈寺東二十番地一号

字西四津屋十三番地

字乘阿気二百四番地一号

字江原二百二十五番地

古内秀夫  
小棚木徳男  
小松田正勝  
安藤一夫  
高橋正視  
奥山金司  
鈴木武助  
土田征一  
小棚木徳男  
小松田正勝  
安藤一夫  
鈴木武助

横手市大雄字木戸口六番地  
" " 字石持五十二番地三号

奥山進一郎  
奥山勝治

平成十八年三月七日県営土地改良事業（金沢地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷者 印刷所

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0862)876601  
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

